

定額減税しきれないと見込まれる方へ 令和7年度 不足額給付金のご案内

不足額給付金とは

問 住民生活課 税務係 ①②番窓口 Tel64-1106

◆1型給付（差額が生じている方への追加給付）

令和6年度の定額減税で、減税しきれなかった方への調整給付金を支給しましたが、その際、令和6年所得税額が未定であったため、推計して給付しました。

今回、令和6年所得税額を確定値で再算定した結果、給付がなお不足する方のみ対象になります。

該当する方には「確認書」を送付しています。

◆2型給付（事業専従者や合計所得金額が48万円超で、定額減税や補足給付（調整給付金）を受けられていない方への給付。ただし、令和6年度個人住民税所得割と令和6年所得税がいずれも税額ゼロの方で低所得者向け給付金を受け取っていないこと）

令和6年度の個人住民税で、青色（白色）専従者で所得割が0円であった方や、合計所得金額が48万円を超えているために扶養親族とならず定額減税や調整給付の対象とならなかった方へ、原則4万円を支給します。※支給には条件があります。

該当すると見込まれる方には、支給条件を記した「申請書」を送付しています。条件を確認後に申請してください。

支給条件をご確認の上、必要事項を記載し、本人確認書類等を添付して返送してください。審査の結果、非該当または減額となる場合があります。対象の可能性があるにもかかわらず書類が届かない方はお問い合わせください。詳しくは、湯浅町ホームページをご確認ください。



湯浅町ホームページ▲

建物を取り壊したときは 届出が必要です

問 住民生活課 税務係 ①②番窓口

Tel64-1106

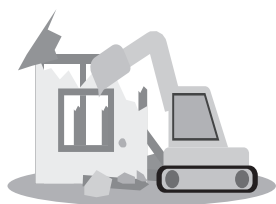
建物（住宅、車庫、倉庫、店舗、工場、その他家屋）を取り壊した場合は、滅失届の提出が必要です。手続きしないまま放っておくと、固定資産税の課税誤りの原因となってしまいます。

滅失届は、湯浅町ホームページからダウンロードできます。また、滅失届を提出後、必要に応じて現地調査を行うことがあります。



※登記されている建物については、不動産登記法により、建物が滅失した日から1カ月以内に法務局で「建物滅失登記の申請」を行う必要があります。

和歌山地方税務局 Tel 073-422-5131



創業支援事業補助金 二次募集のご案内

問 ふるさと振興課 商工観光係

Tel64-1112

町内で創業したい方を支援するため、「湯浅町創業支援事業補助金」の二次募集を開始します。受付期間終了後、申請内容を審査したのち、交付決定となります。

詳しい内容は、湯浅町ホームページをご確認いただくか、上記へお問い合わせください。

対象者

- 新たに事業を開始する方
- すでに事業を営んでおり、業種転換などで新事業を開始する方

補助金額

上限100万円（10/10補助）

※予算の範囲内です。

受付期間

9月1日⑧～9月30日⑩

